

閣郵委第20号の1  
平成28年4月6日

金融庁長官  
森 信親 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務  
省令案について（意見）

平成28年4月5日付け金総第2458号・総情貯第52号をもって意見を求  
められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

閣郵委第20号の2  
平成28年4月6日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務  
省令案について（意見）

平成28年4月5日付け金総第2458号・総情貯第52号をもって意見を求  
められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。